

掛川市条例第29号

掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成17年掛川市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「専用の端末機」を「証明専用端末機」に改め、同条第2号中「専用の端末機と同様の機能」を「独自利用カードを使用することにより自動で証明書等を交付する機能」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削る。

第3条中「次に掲げるサービス」を「証明専用端末機又は多機能端末機を利用して、次に掲げる証明書等を交付するサービス」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 法第12条第1項の住民票の写し
- (2) 掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）第14条第1項の印鑑登録証明書

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。